

# 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所原子炉（東芝臨界実験装置）NCA施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2103117 号  
令和 3 年 3 月 1 1 日  
原子力規制庁

## 1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 2 年 9 月 10 日付け東総 R02-015 号（令和 2 年 12 月 21 日付け東総 R02-022 号及び令和 3 年 2 月 25 日付け東総 R02-029 号をもって一部補正）をもって、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき申請された東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所原子炉（東芝臨界実験装置）NCA施設保安規定変更認可申請書が、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311273 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

## 2. 申請の概要

本申請での東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所原子炉（東芝臨界実験装置）NCA施設（以下「本原子炉施設」という。）に係る保安規定の変更は、平成 29 年 4 月 14 日に公布された原子炉等規制法の一部改正に伴い、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1912257 号-2（令和

元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定)。以下「品質管理基準規則解釈」という。) が制定され、並びに試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和 32 年総理府令第 83 号。以下「試験炉規則」という。) 及び審査基準が改正されたことから、関係条項の規定を変更又は追加するものである。

また、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。) の一部改正に伴う、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更するものである。

### 3. 審査の内容

#### 3-1. 原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項を確認したことから、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 品質マネジメントシステム、保安に関する職務等について、保安規定に定める品質マネジメントシステム等が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項及び技術的能力に関する説明書の内容と整合していること。
- (2) 原子炉の運転について、保安規定に定める運転上の一般事項等が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本原子炉施設の位置、構造及び設備の内容と整合していること。
- (3) 核燃料物質の管理等について、保安規定に定める核燃料物質の管理等が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた、本原子炉施設の位置、構造及び設備の内容と整合していること。
- (4) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理について、保安規定に定める放射性廃棄物の管理及び放射線管理に係る規定が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた、本原子炉施設の位置、構造及び設備の内容と整合していること。
- (5) 施設管理について、保安規定に定める使用前事業者検査の実施等が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた、本原子炉施設の位置、構造及び設備並びに保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。
- (6) 記録及び報告について、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた、本原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

#### 3-2. 原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 2 号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、試験炉規則各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 2 号に定める

災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

(1) 試験炉規則第15条第1項第1号(関係法令及び保安規定の遵守のための体制)

試験炉規則第15条第1項第1号に関する審査基準は、関係法令及び保安規定の遵守のための体制に関することについて、保安規定に基づき、要領書、手順書等に定められていること、経営責任者の積極的な関与が明記されていること等を求めている。

規制庁は、関係法令及び保安規定の遵守、品質マネジメントシステムの確立及び実施、有効性の維持に係る実証に関し、経営責任者として社長が関与することが定められていること。また、品質マネジメントに係る文書体系のもと、保安活動の重要度に応じて手順書、指示書等を定め、当該文書に規定する事項を実施することが定められていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第1号に関する審査基準を満足していると判断した。

(2) 試験炉規則第15条第1項第2号(品質マネジメントシステム)

試験炉規則第15条第1項第2号に関する審査基準は、品質マネジメントシステムが、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈を踏まえて定められていること、具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理が定められていること等を求めている。

規制庁は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈を踏まえて品質マネジメント計画が定められ、当該品質マネジメント計画において、安全文化の育成及び維持の体制並びに品質マネジメントに必要な文書管理を含めた保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る仕組みを、その保安活動の重要度に応じて管理とすることが定められていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

(3) 試験炉規則第15条第1項第3号(試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織)

試験炉規則第15条第1項第3号に関する審査基準は、試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、使用前事業者検査等の独立性確保の観点から、使用前事業者検査等を実施する要員について、その対象となる機器等を所管する部門と異なる部門に所属する要員を選任し、検査を行わせることが定められていることから、試験炉規則第15条第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

(4) 試験炉規則第15条第1項第4号(試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等)

試験炉規則第15条第1項第4号に関する審査基準は、

- (a) 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること
- (b) 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、職務範囲及びその内容について適切に定められていること
- (c) 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること、及び上位者等との関係において独立性が確保されていること

を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第4号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 原子力主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する原子力技術研究所の役職者のうちから選任することが定められていること。また、原子炉主任技術者の職務の代行者の選任についても同様に定められていること。(a)<sup>1</sup>
- ② 原子炉施設の運転に関する業務を行う者は、原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことが定められていること。(b)
- ③ 原子炉主任技術者の職務として、関係責任者に対して保安のための指示を行うことが定められていること。また、事故の原因調査及び故障等報告書の作成に参画することが定められていること。(b)
- ④ 本原子炉施設の保安に関して、原子炉主任技術者は所長に対して意見を具申することが定められていること。また、所長は、原子炉主任技術者から本原子炉施設の保安に関する意見具申を受けた場合は、その意見を尊重しなければならないことが定められていること。(c)

(5) 試験炉規則第15条第1項第5号(保安教育)

試験炉規則第15条第1項第5号に関する審査基準は、

- (a) 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。)について、保安教育実施方針が定められていること
- (b) 保安教育の内容に関して関係法令及び保安規定の遵守に関することが定められていること
- (c) 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、

---

<sup>1</sup> 括弧内は、試験炉規則のうち、適合性を確認した事項を示す。以下同じ。

計画的に保安教育を実施すること

- (d)保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること  
等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第5号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 本原子炉施設の従業員等について、保安教育実施方針が定められていること。  
(a)
- ② 保安教育の内容として、関係法令及び保安規定の遵守に関する内容が定められていること。(b)
- ③ 保安教育実施方針に基づき年度ごとに保安教育計画を定め、従業員等に計画的に保安教育を実施することが定められていること。(c)
- ④ 保安教育実施方針に定めた保安教育の内容について、関係法令及び規定の改定等の際に見直しを行うことが定められていること。(d)

- (6) 試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで(試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等)

試験炉規則第15条第1項第6号イからハまでに係る審査基準は、

- (a) 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること
  - (b) 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること
  - (c) 運転員の引継ぎについて定められていること
  - (d) 起動前及び停止後の措置に関することが定められていること
  - (e) 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること
- 等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第6号イからハまでに係る審査基準を満足していると判断した。

- ① 本原子炉施設の運転に必要な要員の確保について、運転員の人数、運転員の条件等について定められていること。(a)
- ② 本原子炉施設の運転管理に係る手順書を定めるとしていること。(b)
- ③ 業務を引継ぐ際の運転状況の申し送り事項について定められていること。(c)
- ④ 運転開始前及び運転停止後に点検すべき事項、点検で異常を認めた場合の異常時の措置について定められていること。(d)
- ⑤ 地震、火災発生時には、異常時措置要領に従い点検を行い、必要な応急措置を講

じることが定められていること。また、火災発生時には、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、消防吏員及び関係機関に通報することが定められていること。(e)

(7) 試験炉規則第15条第1項第7号(管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等)

試験炉規則第15条第1項第7号に関する審査基準は、

- (a) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること
- (b) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること
- (c) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること
- (d) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること
- (e) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること
- (f) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること

等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第7号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 管理区域の設定について、他の場所と区別するため、標識等の措置について定められていること。また、管理区域の解除について、線量告示に定める線量を超えていないことを確認した後に解除することが定められていること。(a)
- ② 管理区域内の区域区分について、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める線量を超えるおそれのない管理区域とそれ以外の管理区域に区分し管理することが定められていること。(b)
- ③ 管理区域への出入管理について、所定の出入口からの出入管理が定められていること。(c)
- ④ 管理区域から退出する場合の表面汚染密度の基準が定められていること。(d)
- ⑤ 管理区域へ出入りする放射線業務従事者及び一時立入者に対し、放射線障害を受けさせないための遵守事項を掲げるとともに、管理区域内における放射線測定器の着用について定められていること。(e)
- ⑥ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際の表面汚染密度及び容器表面の線量当量率の基準について定められていること。また、当該基準を超えるものは管理区域から持ち出せないことが定められていること。(f)

(8) 試験炉規則第15条第1項第8号(排気監視設備及び排水監視設備)

試験炉規則第15条第1項第8号に関する審査基準は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていることを求めている。

規制庁は、排気中及び排水中の放射性物質濃度を測定する放射線測定器について、種類、数量、測定方法が定められていること、また、定期的に点検を実施し、機能維持を図ることが定められていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第8号に関する審査基準を満足していると判断した。

(9) 試験炉規則第15条第1項第9号(線量、線量当量、汚染の除去等)

試験炉規則第15条第1項第9号に関する審査基準は、

- (a) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること
- (b) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること
- (c) 床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること
- (d) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること

等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第9号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていること。(a)
- ② 放射線管理に係る保安活動について放射線による従業員等の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低く抑えることが定められていること。(b)
- ③ 床、壁等に汚染が確認された場合の措置として、除染に係る表面汚染密度の基準について定められていること。(c)
- ④ 核燃料物質等を事業所の外へ運搬する場合の措置として、運搬に関する確認事項等が定められていること。(d)

(10) 試験炉規則第15条第1項第10号(放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法)

試験炉規則第15条第1項第10号に関する審査基準は、放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていることを求めている。

規制庁は、放射線測定器について、種類、数量、使用方法、機能維持のための点検及び校正に関する事項が定められるとともに、放射線測定器に異常を認めた場合の修理又は代替品の措置等について定められていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第10号に関する審査基準を満足していると判断した。

(11) 試験炉規則第15条第1項第12号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等)

試験炉規則第15条第1項第12号に関する審査基準は、

- (a) 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること
  - (b) 貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること
  - (c) 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外で運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること
- を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第12号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 燃料要素等の貯蔵を行うに当たり、燃料ラックに収納して臨界に達しないよう措置を講じることが定められていること。また、貯蔵中の燃料要素等について、半年に1回、異常の有無、保管状況及び数量の確認を行うことが定められていること。(a)
- ② 貯蔵施設における貯蔵の条件として、燃料要素等の貯蔵場所及び貯蔵数量が定められていること。(b)
- ③ 燃料要素等の事業所の外への運搬を行うに当たり、臨界に達しない措置等を講じることが定められていること。(c)

(12) 試験炉規則第15条第1項第13号(放射性廃棄物の廃棄)

試験炉規則第15条第1項第13号に関する審査基準は、

- (a) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること
- (b) 放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値を満た



すための放出量管理方法等が定められていること  
(c) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること  
等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第13号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 放射性固体廃棄物の保管について、可燃物、不燃物に分類し、容器に封入する措置を講じた上で保管することが定められていること。また、放射性固体廃棄物の運搬について、法令に定める容器及び措置を講じた上で運搬することが定められていること。(a)
- ② 放射性液体廃棄物については、廃液中の放射性物質濃度を測定後、管理目標値以下であることを確認して、一般排水溝より放出することが定められていること。また、放射性気体廃棄物については、排気モニタにより連続して排気中の放射性物質濃度を測定し、管理目標値を超えないよう監視しながら排気設備より放出することが定められていること。(b)
- ③ 放射性廃棄物に係る保安活動について、排気、排水による放射性物質の放出に伴う公衆の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することが定められていること。(c)

(13) 試験炉規則第15条第1項第14号（非常の場合に講ずべき措置）

試験炉規則第15条第1項第14号に関する審査基準は、

- (a) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること
  - (b) 緊急時における運転に関する組織内規程を作成することが定められていること
  - (c) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること
  - (d) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力防災計画によることが定められていること
  - (e) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること
  - (f) 防災訓練の実施頻度等について定められていること
- 等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第14号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 緊急時に備え、要員の確保、必要な設備の整備、通信連絡系統の確立等に関する事項が定められていること。(a)

- ② 緊急時における異常時措置要領及び応急措置要領を定めるとしていること。  
(b)
- ③ 緊急事態が発生、又は発生するおそれがあると判断した場合の関係機関への通報連絡系統が定められていること。(c)
- ④ 原子力災害対策特別措置法に該当する原子力緊急事態が発生した場合は、原子力事業者防災業務計画に基づいた措置を行うことが定められていること。(d)
- ⑤ 緊急事態の要因が除去され、拡大防止に係る防護活動が終了した場合、緊急事態を解除することが定められていること。(e)
- ⑥ 防災訓練として、危険時の措置訓練の実施頻度(年2回以上)について定められていること。(f)

(14) 試験炉規則第15条第1項第15号(設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置)

試験炉規則第15条第1項第15号に関する審査基準は、

- (a) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置すること
- (b) 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止に関すること
- (c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器等の備えに関すること

等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第15号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 地震等の自然災害発生時の措置、並びに火災及び施設の異常に対する初動活動及び応急措置、これらの措置等に係る担当の職務について応急措置要領を定めるとしていること。(a)
- ② 火災の発生を防止するため、可燃物の管理に関する事項が定められていること。また、消防設備等の整備、消防吏員への通報、放射線防護上の応急措置について定められていること。(b)
- ③ 必要な機能を維持するための活動を行うための消防設備、通信連絡機器、保護具、放射線測定器、図面等の整備に関する事項が定められていること。(c)

(15) 試験炉規則第15条第1項第16号(記録および報告)

試験炉規則第15条第1項第16号に関する審査基準は、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされることなど、

安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること等が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第16号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 使用前事業者検査、定期事業者検査等に係る記録を作成し、管理することが定められていること。
- ② 試験炉規則第16条の14各号に定める事象及びこれらに準ずる重大な事象が発生した場合、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が放出管理目標値を超えて放出された場合、及び非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合には、所長及び原子炉主任技術者に報告することが定められていること。また、所長は報告を受けた場合、直ちに社長へ報告することが定められていること。

(16) 試験炉規則第15条第1項第17号（試験研究用等原子炉施設の施設管理）

試験炉規則第15条第1項第17号に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「保安措置等ガイド」という。）を参考として定められていること、使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること等が定められていることを求めている。

また、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること、運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉について長期施設管理方針が定められていること、使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第17号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 保安措置等ガイドを踏まえ、設計及び工事も含めた本原子炉施設全体を一体として管理するために、施設管理方針及び施設管理目標の設定、施設管理の重要度の設定、本原子炉施設の設計、工事、点検及び巡視に関する事項、工事等を実施する際に行う保安の確認のための措置に関する事項、設計、工事等の結果の確認及び評価の方法並びにその結果を踏まえて実施すべき処置、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事項を施設管理実施計画に定めるとしていること。
- ② 高経年化に関する定期的な評価の実施計画を定め、経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づく評価後10年の長期施設管理方針を定めると

していること。また、評価及び計画については10年を超えない期間毎に再評価することを定めていること。

- ③ 使用前事業者検査及び定期事業者検査について、検査の独立性を確保した上で実施することが定められていること。

(17) 試験炉規則第15条第1項第19号（技術情報の共有）

試験炉規則第15条第1項第19号に関する審査基準は、メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていることを求めている。

規制庁は、メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を保安に係る所員で情報共有を図り、また他の原子炉設置者と情報共有し、保安の向上に努めることが定められていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第19号に関する審査基準を満足していると判断した。

(18) 試験炉規則第15条第1項第20号（不適合発生時の情報の公開）

試験炉規則第15条第1項第20号に関する審査基準は、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること、情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていることを求めている。

規制庁は、品質マネジメントシステム計画に定める不適合の管理として、公開基準に従い、不適合に関する情報のウェブサイトへの公開に関する事項が定められていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第20号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、法令改正に伴う用語の修正等の記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。